

令和 8 年

第 1 回 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和8年1月8日

水戸市教育委員会

令和8年第1回教育委員会定例会

- 1 開催日時 令和8年1月8日(木) 午後4時00分 開会
午後4時48分 閉会

- 2 開催場所 水戸市役所 3階 教育委員会室

- 3 出席者 教育長 志田晴美
委員 内田和子(教育長職務代理者)
委員 丸山陽子
委員 上島佳子

- 4 欠席者 委員 三浦綾佳

- 5 説明のため出席した職員の職、氏名

教育部長	三宅修
総合教育研究所長	田村悟
参事(県費負担教職員担当)	鴨志田泰
参事(教育研究課題担当)	熊田泰瑞
技監兼学校施設課長	和田英嗣
参事兼生涯学習課長	林栄一
参事兼歴史文化財課長	小川邦明
教育企画課長	湯澤康一
学校管理課長	山田規生
学校保健給食課長	相沢秀幸
中央図書館長	堀野辺直
教育研究課長	安田理恵

- 6 傍聴人 なし

- 7 本日の日程

- (1) 報告

① 令和7年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について【公開】

- (2) 議案

議案第1号 水戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則【公開】

議案第2号 水戸市文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

議案第3号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について【非公開】

- (3) 協議

① 水戸市文化財保存活用地域計画(案)について【非公開】

- (4) その他

① 特別展「子どもミュージアム 夜のいきもの展」の開催について【公開】

8 会議の概要

午後4時00分 開会

○志田教育長 新年、あけましておめでとうございます。

本年もよろしく願いいたします。

ただいまから、令和8年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、三浦委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、先の市議会定例会において同意をいただき、令和7年12月21日付けで任命されました上島佳子委員から一言、御挨拶をお願いいたします。

○上島委員 皆様、こんにちは。

このたび、教育委員を拝命いたしました弁護士の上島佳子と申します。

出身は北海道なのですが、茨城県水戸市には17年前から住んでおりまして、弁護士歴としては、16年になります。

子どもは小学校4年生と1年生の男の子がおります。保護者としての立場と弁護士としての立場から教育に関わることが多かったのですが、皆様にこれからいろいろ教えていただきながら、少しでもお力になればと思っています。

どうぞよろしく願いいたします。

○志田教育長 ありがとうございます。

それでは、教育委員会会議に出席の職員から順に自己紹介をお願いいたします。

○三宅教育部長 教育部長の三宅と申します。よろしく願いいたします。

○小川参事兼歴史文化財課長 参事兼歴史文化財課長の小川と申します。よろしく願いいたします。

○林参事兼生涯学習課長 参事兼生涯学習課長の林と申します。よろしく願いいたします。

○湯澤教育企画課長 教育企画課長の湯澤と申します。よろしく願いいたします。

○田村総合教育研究所長 総合教育研究所長の田村と申します。よろしく願いいたします。

○鴨志田教育部参事 教育部参事の鴨志田と申します。よろしく願いいたします。

○堀野辺中央図書館長 中央図書館長の堀野辺と申します。よろしく願いいたします。

○相沢学校保健給食課長 学校保健給食課長の相沢と申します。よろしく願いいたします。

○和田技監兼学校施設課長 技監兼学校施設課長の和田と申します。よろしく願いいたします。

○熊田教育部参事 教育部参事の熊田と申します。よろしく願いいたします。

○安田教育研究課長 教育研究課長の安田と申します。よろしく願いいたします。

○山田学校管理課長 学校管理課長の山田と申します。よろしく願いいたします。

○藤井教育企画課副参事兼課長補佐 教育企画課副参事兼課長補佐の藤井と申します。よろしく願いいたします。

○萩野谷教育企画課企画係長 教育企画課企画係長の萩野谷と申します。よろしく願いいたします。

○高橋教育企画課主事 教育企画課企画係の高橋と申します。よろしく願いいたします。

○志田教育長 ありがとうございます。

それでは、初めに、教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あら

かじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

このたび、教育長職務代理者であった篠崎委員が令和7年12月20日をもって任期満了となりましたので、この法律に基づき、令和7年12月21日付けで内田委員を教育長職務代理者に指名させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、会議録署名人についてでございますが、水戸市教育委員会会議規則第16条第2項の規定に基づき、会議録には、教育長及び会議で決めた委員1名の署名が必要となります。

つきましては、会議録の署名は、引き続き、教育長職務代理者にお願ひしたいと思ひますので、御了承願ひます。

なお、教育長職務代理者が会議を欠席された場合は、ほかの委員から決定をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第2号、議案第3号及び協議（1）につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、本日の案件のうち、議案第3号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命についてでございますが、当協議会の構成委員として、私のほか、本日出席しております職員2名が含まれていることから、当議案の審議及び採決に当たりましては、審議の公正を期するため、退席をさせていただきます。

その際の進行につきましては、教育長職務代理者である内田委員にお願ひしたいと思ひますので、御了承願ひます。

それでは、これより報告を行います。

報告（1） 令和7年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、説明願ひます。

三宅教育部長。

○三宅教育部長 それでは、資料の1ページをお開き願ひます。

報告（1） 令和7年第4回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について、御説明いたします。

初めに、1会期でございますが、令和7年12月1日から12月16日までの16日間でございます。

2本会議の状況につきましては、5会派5議員から教育委員会に関する発言通告がございました。

質問及び答弁内容につきましては、学校教育部門では、小規模特認校についての質問や不登校支援についての質問など8項目10件、社会教育部門では、日本遺産についての質問の1項目1件でございます。

なお、今回の議会から、本会議における議論の活性化及び市民に分かりやすい議論とするため、一般質問を対象に、従来の一括方式による質問及び答弁に加えまして一問一答方式が導入され、どちらかを選択できるようになりました。

そのため、一般質問につきましては、新たにその旨の記載を行うとともに、質問・答弁要旨の記載方法を従来から一部変更しております。

具体的に御説明いたしますので、15ページをお開き願ひます。

一問一答方式の場合は、最上部の行の「一般質問」と書かれた右側に「(一問一答方式)」と記載をしまして、質問要旨及び答弁要旨につきましては、一問一答のやり取りに沿うような形で記載しております。

続きまして、19ページをお開き願います。

一括方式の場合は、最上部の行の「一般質問」と書かれた右側に「(一括方式)」と記載するほか、代表質問と同様に、従来どおりの記載方法となっております。

それでは、主なものについて、御説明させていただきます。

初めに、ページを戻っていただきまして、6ページをお開き願います。

日本遺産についての御質問に対しましては、本市では、栃木県足利市、岡山県備前市、大分県日田市とともに、教育遺産世界遺産登録推進協議会を組織し、日本遺産の取組として歴史資産の保存と継承、郷土愛を育む郷土教育への活用に重点を置き、その延長線上に観光振興があると認識し、様々な施策を行ってきたところであるが、文化庁からは、4市の連携を深めること、文化資源を一層活用し、日本遺産の目的である観光振興・地域活性化に取り組むことの2点が課題として示されたことから、令和7年5月に協議会内に、4市の民間団体・観光部局・文化財部局が参画する「日本遺産観光推進部会」を新たに設置し、「観光プロモーション」と「誘客と観光消費」を2つの柱として、4市連携による取組を検討しており、今後は部会を中心に積極的な施策を展開していくこと、また、日本遺産構成文化財「日新塾」は、江戸時代後期に水戸藩郷士の加倉井砂山が主宰した私塾で、水戸城下から約10キロメートルも離れていたにも関わらず、藩内外から1,000人を超す入門者が集まるなど、我が国でも屈指の大規模な私塾で、地域の発展に貢献した人材を着実に輩出するなど、近世日本の教育力の高さを示す遺産として、「近世日本の教育遺産群」のストーリーには欠かせない構成文化財であり、平成21年度には市史跡として指定し、さらには、教育資産としての価値を広く発信するため、案内板や東屋などを設置するとともに、加倉井砂山像を森林公園から移設するなど、史跡公園としての整備に努めてきたが、跡地には目に見える施設がないなどの課題もあることから、水戸城跡二の丸展示館において、日新塾と加倉井砂山に関するパネルや日新塾跡の出土品を常設展示しており、令和7年12月11日には、東京都文京区との都市交流協定締結を記念し、「知られざる大規模私塾・日新塾」と題した講座を文京区で開講したほか、小中学校の郷土教育においては、本市独自に作成している社会科副読本の活用や地元飯富中学校生徒による日新塾清掃活動など、日新塾や日本遺産を学ぶ機会を設けていることなどについて答弁をしております。

次に、ページを返していただき、8ページをお開き願います。

教職員の働き方改革と教育の質改革についての御質問に対しましては、働き方改革の目的は、教員の職場環境整備によって授業づくりや教材研究の時間を確保することで質の高い教育を展開することであり、本市では、「学校弁護士相談事業」や「自動音声応答装置」に加え、今年度から、通話録音装置の運用開始や、カスタマーハラスメント対策の指針を提示するなど、教員の事務処理時間や心身の負担軽減を図るための取組を推進しており、令和8年度からは、年度初めの長期休業期間を延長し、準備期間を十分に確保することにより、児童生徒を万全の態勢で迎えられるように努めていくこと、地域との連携を強化し、子どもたちの「生きる力」を育むための取組については、地域との連携による社会に開かれた学びを推進するため、18校で実施している地域学校協働活動では、授業で笠原水道や備前堀を学習するに当たり、多様な地域人材に御協力いただくことで児童の学びが深まった事例や、近隣の大学から学習支援ボランティアを募り、授業や学校行事支援、休み時間の見守りなどに活用するほか、地域の農家と連携した作物づくりや、本市への未来構想の提言など、特色ある教育活動を展開していること、働き方改革と教育の質向上を一体で進めるビジョンについては、教員の働き方改革は、子どもたちのために行うものであり、働き方改革によって創出した時間は、子どもと触れ合う時間をつくるなどの「生徒指導の充実」や本来の専門性を生かした

授業づくりによる「学力向上」につなげたいと考えていることなどについて答弁をしております。

次に、ページを返していただき、10ページをお開き願います。

学校施設緊急安全対策事業についての御質問に対しましては、教育環境の充実を図るため、児童生徒の増加に対応するための校舎増築、近年の猛暑に対応するための屋内運動場への空調設備の設置やトイレの洋式化を進めるとともに、老朽化対策として、建築後40年以上の校舎及び屋内運動場を対象に、改築事業と比べてコストを抑えながら建物の耐久性を高め、快適で機能的な教育環境を確保できる長寿命化改良事業を推進していること、さらに、当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校の経年劣化に対しても、緊急安全対策事業として、令和4年度から組織体制を強化するとともに予算を拡充し、施設の老朽化に伴い増加している突発的な緊急修繕箇所をはじめ、児童生徒の安全やライフラインに関わる不具合などを最優先で解消してきた結果、年間における学校からの修繕要望等への対応件数の割合が、予算拡充前は3割程度であったものに対し、予算拡充後は8割程度まで上がっており、修繕対応の加速化が図られていることなどについて答弁しております。

次に、17ページをお開き願います。

英語教育の充実についての御質問に対しましては、本市では、中学卒業時における英検3級相当以上の割合を国が目指す60%を上回る70%とすることを目標に掲げており、その達成に向けては、全ての学年で、国の基準を上回る英会話教育を行う時数を確保し、質の高いAETを有効に活用して、子どもたちが生の英語に触れながらコミュニケーション能力を養うことができるよう、英語による言語活動を中心とした授業を展開しているほか、小学校では、AETが作成したコミュニケーション能力の素地や基礎を身に付けるための英語教材を活用するとともに、中学校では、基礎・基本の定着を図るための学習教材を本市が契約しているAET派遣会社と共同で作成し、授業や家庭学習での有効な活用を図っており、授業以外では、休み時間、清掃活動など学校生活のあらゆる場面において、AETとともに活動する機会を設け、英語に自然と慣れ親しみながら、異文化への理解を深める機会につなげていること、学校以外においても、小学校高学年を対象とする英語体験活動や、中学生を対象とする対面、またはオンラインによる英会話レッスンを開催するほか、英語検定などの学習支援を目的とした英語学習会を実施しており、令和6年度の茨城県英語教育実施状況調査では、本市の英検3級相当以上の力があると判断される中学3年生の割合は、64.3%で、国平均52.4%、県平均56.2%を上回っている状況にあることなどについて答弁をしております。

その他、詳細につきましては、後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

丸山委員。

○丸山委員 17ページの英語教育の充実につきまして、中学卒業時における英検3級相当以上の割合を国が目指す60%を上回る70%とすることを目標と掲げておりますが、大変高い目標で、すばらしいと思います。

下から4行目の文章について、「英検3級相当以上の力があると判断される」という表現をされてはいますが、これは英検3級を取得した方と英検3級を取得していないものの、ほかの何かで英検3級相当以上の力があると判断された方がいるため、このような表現となっているのでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 国が示している目標においても「相当以上」という文言を使用しております、その理由としては、英検3級を持っている生徒だけでなく、学校の授業時の教職員との受け

答えやテストの結果を踏まえて、英検 3 級以上の力のある生徒を含めるために「相当以上」という文言を使用しております。

また、茨城県で実施している「英検 I B A テスト」というテストは英検に関連しておりまして、そのテストの結果から生徒が英検 3 級相当以上の力があるのかを判断しているところでございます。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 英検に類似しているテストの結果から英検 3 級相当以上の力があるかを判断しているというような認識でよろしいでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 茨城県においてはそのような形になります。英検に関連した英語の実力が分かるテストを年に 1 回実施しておりまして、その結果を基に、英検 3 級相当以上の力があるかを判断しているところでございます。

○志田教育長 そのテストの問題を作成しているところは、実際に英検を実施しているところと同じですよ。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 はい。日本英語検定協会が作成しており、英検に近い問題であるため、技能等もしっかりと判断できるテストとなっております。

○志田教育長 丸山委員。

○丸山委員 英検に係る費用の負担や試験日に会場に行き受検する負担なく、生徒の力を判断することができるということですね。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 このテストの費用は、茨城県に負担していただき実施しております。しかし、実際の英検資格を取得できるものではないため、資格取得とは記載できませんが、相当以上の能力があるということで、指標として定めております。

○志田教育長 英検 3 級相当以上の力があると判断された生徒が、実際に英検 3 級の試験を受けると、ほぼ合格しているという状況にあります。

都道府県によっては、何らかの根拠に基づく判断ではなく、英語の授業等から教員の主観的な判断で英検 3 級相当以上の力がある生徒を判断している都道府県があるため、英検 3 級相当以上の力がある生徒の割合がとて高くなっている自治体もあるのです。

本市においても、英検 I B A テストを実施する前までは、同様の方法で判断をしておりましたが、現在の茨城県内の市町村は英検 I B A テストの結果で判断をしているため、精度はかなり高くなっていると認識しています。

ほかにございせんか。

内田委員。

○内田委員 幾つか御質問させていただきたいのですが、初めに、6 ページの日本遺産について、日新塾はかけがえのない教育遺産であると思いますが、現時点では、建造物の復元などを行っていく予定はないのでしょうか。

○志田教育長 小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 日新塾は、史跡として市の指定を受けているのですが、現状は、江戸時代にあった日新塾の上に明治時代の遺構が乗っており、さらにその上に現代の遺構が乗っておりますので、建造物がどのように存在していたのかを確認するためには下まで確認しなければな

らないという状況になっています。

現在、建造物等の復元の計画はございませんが、例えば、当時の建造物の状態が明らかになるような絵図等の書物が発見されるようなことがあれば、建造物等の復元について検討する余地はあると思います。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、11ページの不登校支援について、「校内フリースクールが学校内で安心して過ごせる居場所」として浸透したということで、12ページの最後に「段階的に校内フリースクールを必要とする全ての小学校への拡充を検討」とありますが、令和8年度は何校の小学校に拡充する見通しなのか、答えられる範囲で良いので教えてください。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 令和8年度につきましては、現在、予算要求の段階であるため決定ではございませんが、小学校の中で必要な学校を精査しており、そのうちの2、3校程度の拡充を要求しております。

○志田教育長 内田委員。

○内田委員 少しずつ増えていくような方向で拡充をしていくということですね。

最後に、19ページの防犯カメラの設置について、施設の外に設置する防犯カメラにつきましては、安全対策の面においても不審者対策の面においても必要であると感じておりますが、施設の中に設置する防犯カメラにつきましては、茨城県立学校では進められているということですが、慎重になる必要があると思いますので、綿密に御検討いただきたいと思います。

以上です。

○志田教育長 ほかにございませんか。

上島委員。

○上島委員 幾つか御質問させていただきます。

初めに、不登校について、学校を何日休むと不登校と定義されるのかを教えてください。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 連続ではなく、年間30日以上欠席している児童生徒であり、また、病気や経済的理由で欠席している児童生徒を除いた児童生徒を不登校として定義しております。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

前年度と比較したときに、小学校の不登校児童は増加し、中学校の不登校生徒は減少しているということですが、前年度以前と比較すると全体としては増えているのでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 近年においては、コロナの時期は学校が臨時休業ということもあったため、不登校児童生徒数は減少したのですが、令和3年度は620人だったのに対し、令和4年度は815人と急激に増加し、令和4年度は全国的にも急激に増加した年度でございました。

全国的には増加している状況は続いておりますが、本市は令和5年度は776人となったため、少し減少しましたが、令和6年度は小学校の不登校児童数が増加したため、全体として増加したという状況になっております。

近年の不登校児童生徒数は、増加したり、減少したりしている状況でございます。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

次に、校内フリースクールについて、私の子どもが通っている小学校にも校内フリースクールがあるのですが、通常業務だけでも忙しい生徒指導主事等が校内フリースクールの業務を担当しておりまして、働き方改革に逆行しているように感じるのですが、職員の拡充等の対応は御検討されているのでしょうか。

○志田教育長 安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 小学校につきましては、令和7年度から、市内6校において校内フリースクールを設置いたしました。

御意見いただきました件については、教職員の負担に対する支援として、教員免許を有する校内フリースクール支援員という会計年度任用職員を1名ずつ配置させていただいております。

中学校の校内フリースクールには校内フリースクール支援員を各校1名ずつ、週19時間配置しているのですが、小学校の校内フリースクールの場合は、中学校よりも教職員の対応が難しい状況にありますので、配置時間を増やして、週30時間配置しております。校内フリースクール支援員が中心となり、生徒指導主事や教頭等が関わりながら対応させていただいております。

○志田教育長 上島委員。

○上島委員 ありがとうございます。

最後に、私は人権擁護委員として水戸市内の小中学校に訪問しているのですが、内田委員からありました防犯カメラだけでなくインターフォンについても、カメラが付いていないとても古いインターフォンが設置されている学校がたくさんありますので、カメラや録画機能が付いているインターフォンに変更される御予定はあるのか教えてください。

○志田教育長 和田技監兼学校施設課長。

○和田技監兼学校施設課長 上島委員から御意見いただきました職員玄関に設置されている職員玄関と職員室を結ぶインターフォンについて、インターフォンの設置に関する現状調査を今年度学校に実施いたしましたので、その調査を踏まえて、対応が必要な学校につきましては、可能な限り早期に対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○志田教育長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

次に、議事に入ります。

議案第1号 水戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、説明願います。

湯澤教育企画課長。

○湯澤教育企画課長 それでは、資料の23ページをお開き願います。

議案第1号 水戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

教育委員会会議につきましては、これまでも必要に応じてオンラインによる会議を行ってまいりましたが、水戸市教育委員会会議規則にはオンラインによる会議に関する規定がありませんでしたので、今回、改めて規定の整備を図るものでございます。

24ページの新旧対照表を御覧願います。

第3条第3項として、「教育長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手

の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法で会議を開催することができる」という規定を追加し、必要に応じてオンラインによる会議を開催できる旨を明確にするものでございます。施行期日は、公布の日でございます。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり、可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、よって、議案第1号は可決しました。

【議案第2号 水戸市文化財保護審議会の委員の委嘱について：非公開】

【議案第3号 水戸市いじめ問題対策連絡協議会の委員の委嘱又は任命について：非公開】

【協議（1） 水戸市文化財保存活用地域計画（案）について：非公開】

○志田教育長 次に、その他に入ります。

その他(1) 特別展「子どもミュージアム 夜のいきもの展」の開催について、説明願います。
小川参事兼歴史文化財課長。

○小川参事兼歴史文化財課長 それでは、資料の31ページをお開き願います。

その他(1) 特別展「子どもミュージアム 夜のいきもの展」の開催について、御説明いたします。

まず、1 概要につきまして、私たちヒトは、人生の3分の1を睡眠に当てております。大多数のヒトは、夜は眠るためにあると言ってよいと思われま。

一方で、ヒトが眠る夜を活動時間とする生物が多く存在しております。夜行性とされる動物や、夜に特異な姿を見せる植物など、その生態は多種多様で、魅力に富んでいるところでございます。

本展覧会では、そんな闇にまぎれて生きる「夜のいきもの」たちの姿にクローズアップし、子どもの自然への興味・関心を高めるとともに、生物多様性の魅力を幅広い世代に感じていただくきっかけとなる展示を行います。

2 会期につきましては、令和8年1月31日から3月8日までの32日間、3 会場につきましては、水戸市立博物館4・3階展示室、4 主な展示資料につきましては、オオカミやフクロウなどの哺乳類や鳥類の剥製、そして、昆虫標本など約150点により紹介してまいります。

5 入場料につきましては、一般200円、その他各種割引等もございます。

6 主な関連行事につきましては、「夜空のどうぶつ天体観測」などを開催してまいります。詳細につきましては、別紙のチラシを御参照いただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

○志田教育長 それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後 4 時 48 分 閉会

9 議決事項

議案第 1 号について原案可決

議案第 2 号について原案可決

議案第 3 号について原案可決